

令和8年度AKISTAスタートアップ成長加速化業務委託 仕様書

1. 委託業務名

令和8年度AKISTAスタートアップ成長加速化業務

2. 業務の目的

秋田県では、令和5年度に策定した「秋田スタートアップ・エコシステム形成に向けた基本方針」に基づき、令和6年度からスタートアップ支援の取組「AKISTA（アキスタ）」を開始している。

本業務は、創業間もない県内スタートアップに対し、ビジネスモデルの確立に向けたアクセラレーションプログラム、県内実証のサポート等を実施し、スタートアップの裾野拡大を図ることを目的とする。

※企画・運営にあたっては下記を参照のこと

- ・（別紙）秋田スタートアップ・エコシステム形成に向けた基本方針
- ・秋田県起業・スタートアップポータルサイト「A-S-T-A」（以下、「A-S-T-A」という）内のスタートアップ特設ページ (<https://a-sta.a-iju.jp/startup>)

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 委託業務の内容

受託者は、次に掲げる業務について、県と協議を行いながら実施すること。なお、詳細な実施手法等については、受託者の企画提案に基づくものとする。

(1) 支援対象スタートアップの募集及び選定審査の実施

- 県内に拠点を有する概ね創業5年未満のスタートアップを上限5者選定するための周知、募集等を行うこと。
- 選定対象は、民間・教育機関等のインキュベーションプログラムへの参加を経て、具体的なサービス・プロダクト・アイデアがあり、ビジネス化・事業拡大を目指す者を想定しているが、詳細は契約締結後に県と調整の上、決定するものとする。
- 選定に当たっての審査基準の策定及び外部審査員の調整（謝金・旅費の支払い含む）並びに応募者からの申請書の受付、書類審査及びプレゼン審査会を実施すること。なお、ここで選定されたスタートアップ（5者程度）は、県が実施する補助金の交付対象者となります。

(2) アクセラレーションプログラムの実施

- 創業初期のスタートアップに対し、創業後の事業加速に向けた販路開拓計画の策定や実践、顧客ニーズの検討等を行う機会を提供し、事業の精度を高める支援を行うこと。
- 定期メンタリングを実施すること。
- 必要に応じ、専門家派遣を行うこと。
- 資金調達、販路開拓、人事、知財等の基礎知識に関するインプット支援及びインプットセミナーを実施すること。

(3) 補助金事業の連携サポート及びピッチ登壇支援

- 県内におけるビジネスモデルの実証等に必要経費の補助金（補助率1/2（※学生は4/5）、上限500千円）の交付・精算業務については、県が直営で実施するため本委託の対象外とする。
- 当該補助金の補助対象期間の終期が、令和9年2月末日であることに留意の上、受託者は、選定されたスタートアップが円滑に当該補助金を活用した県内実証等を行えるよう、プログラムを通じて伴走支援すること。
- 令和9年3月開催予定であるAKISTAイベントにおいて、支援先スタートアップが成果発表を行う想定のため、当該発表の準備や指導を行うこと。

【補助制度の概要（予定）】

- 対象事業：県内において、伴走支援を行う上で必要と認められるビジネスモデルの実証等を実施する事業
- 上限等：補助上限500千円、補助率1/2以内（※学生は4/5以内）
- 対象期間：県の交付決定があった日から令和9年2月末日まで

5. 業務の実施体制

- 受託者は、本業務を円滑かつ確実に行うため、適切な業務執行体制を整え、業務責任者及び担当者を配置すること。
- 受託者は、業務の実施にあたり、適宜、秋田県の担当者と打ち合わせを行い、その指示及び承認を得ながら進めること。

6. 成果物及び提出期限

受託者は、令和9年3月31日までに以下の成果物を提出すること。

- 業務完了報告書（実施内容、成果、課題等をまとめたもの） 1部
- 審査会、アクセラレーションプログラム等の実施報告書及び記録写真・動画データ一式

7. その他留意事項

- 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、秋田県と受託者が協議の上、決定するものとする。
- 業務遂行上知り得た個人情報や機密情報については、関係法令を遵守し、厳重に管理すること。
- 業務完了後も同様とする。
- 制作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、秋田県に帰属するものとする。